

著作権Q&A

竹内 亮

弁護士・弁理士（現代歌人協会会員）

第20回



論じられることが重要
ですので、引用は、短
歌の著作権についての
知識のなかでもっとも
重要なもののひとつで
あると思います。

○引用が認められる要件

Q 仲間とつくっている短歌の同人誌に、同人でない歌人の最近の歌集からよいと思った短歌を一首選んで鑑賞する記事を書くことになりました。自分の記事のなかに他人の短歌を転載する際、「引用」として、その歌の作者である歌人の許諾を得なくてよい場合があると思いました。どの程度の鑑賞がされていれば引用と認められるのかわからなくて不安に感じます。

引用が認められるためには、まず「明瞭区別性」が必要です。明瞭区別性とは引用される短歌と地の文とが明瞭に区別されるということです。短歌をカギカッコに入れたり、別の行にしたりすれば、十分です。

続いて「主従関係」が必要です。主従関係というのは地の文の側が主で、引用される短歌の側が従の関係にあることをいいます。たとえば、鑑賞が極端に短かったり簡単であったりする場合は主従関係を満たさないと考えられますが、短歌の分量に比べて鑑賞が十分に長く、そしてある程度の内容を伴っているれば主従関係を満たすと考えられます。主従関係というのですから、地の文のない「一首の紹介のみ」や「アンソロジー」は引用に当たりません。

A 他人の作った短歌を雑誌等に掲載する場合、原則としては、その短歌の著作権者（短歌の場合、多く作者である歌人または歌人が亡くなっている場合はその歌人の遺族が著作権者です。）の許諾が必要です。

許諾が必要なのは、掲載するのが歌集の歌全部の場合でも、そのなかの一首である場合も変わりません。

しかし、「引用」に当たる場合は、著作権者の許諾を得ることなく、歌集等に掲載している他の歌人の短歌を自分の記事に掲載することができません。短歌では歌が読まれ、

するので、やや曖昧であることは否めません。このような曖昧な要件については一般的には、たくさん裁判が積み重ねられるなかで、だんだんと基準が明確になっていくことが期待されるのですが、日本では著作権についての裁判が大変少ないこともあって、なかなか明確になっていないのが実情です。

ある歌集の歌のうち十首について丁寧に鑑賞しつつその歌集について論じる批評や書評では引用は認められますが、丁寧に読んでいてもその歌集の短歌の大部分の一首鑑賞をまとめた書籍をつくるような場合は、歌集の出版への影響が大きく認められないということになるでしょう。

最後に「目的上正当な範囲内」ですが、引用はあくまでも批評や研究という引用する側の主目的があって認められるものです（念のためですが一首鑑賞は批評の一部と考えられます）。先に述べたような歌の紹介のみの記事、アンソロジー、そしてエピグラフのような使い方は適法な引用には当たらず、著作権者の許諾が必要です。

○批評・研究目的が必要

かつて、引用が争われた「南国文学ノート事件」という裁判では、小説のなかで、主人公が『南国文学ノート』という小説の作者とは別の著名な詩人による実在の詩集を読む場面があり、その場面で『南

国文学ノート』の詩の一部が小説に掲載されたのですが、裁判所は、主人公の心情を描写するために詩が利用されているもので、批評や研究の目的がないから、適法な引用には当たらない、という判断をしました。

質問に戻りましょう。以上のように適法な引用とされるためには、明瞭区別性、主従関係に加えて、公正な慣行に合致し、目的上正当な範囲内である必要があります。

鑑賞文については、歌の紹介ではなく鑑賞が主である場合には引用として適法になると考えられます。実はわたし自身も自分の書いた鑑賞が拙いとき、「これは適法な引用なのか」と不安になることがあるのですが、鑑賞の巧拙ではなく、あくまで鑑賞が主目的といえるかという観点から判断されるべきでしょう。

結論としては、一首または少数の短歌の鑑賞文の場合において、それなりの分量と内容を伴った鑑賞がなされている場合には、適法引用に当たると考えられます。

今回は同人誌について説明しましたが、インターネットに掲載される一首鑑賞についても考え方は基本的に同じです。

なお、引用の場合、出所を明示することが必要ですので、作者である歌人名、歌集または雑誌のようない「出典」についても記載することが必要です。